

経由更新(県外住所のまま広島県で更新手続する)

広島県外に免許証住所を有し、下記の「手続が可能な方」に該当する方は、広島県を経由して更新手続を行うことができます。

通常の更新とは別に手続が必要となりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

受付時間終了間際に来庁された場合、次の受付回の講習をご案内する場合があります。

手続が可能な方

- ・ 優良運転者又は一般運転者（有効期間が5年）の方
 - ※ 優良運転者・一般運転者に該当する高齢者講習対象の方も手続できます。
- ・ 身体に関する条件が付されていない、付与の必要がない方
 - ※ 眼鏡等・補聴器又は特定後写鏡を使用の条件を除きます。
- ・ 前回の更新時に、免許証が失効等していない方
- ・ 免許証の記載事項の変更がない方

手続ができる期間

- ・ 誕生日の1か月前から誕生日までの間
- ・ マイナ免許証をお持ちの方で、広島県でマイナ免許証の書換えを申請される場合は、更新期間の末日（誕生日の1か月後）まで手続可能

受付場所・日時

- 広島県運転免許センター ※東部運転免許センターでは受付できません。
日曜日（祝日と重なる場合を含む。）から金曜日
 - ※ 土曜日、祝日、振替休日、12月29日から翌年1月3日の間は手続できません。

持参物

- 更新連絡書（更新の通知はがき）
- 運転免許証・マイナ免許証
 - ※ 運転免許証とマイナ免許証の双方を保有している方は、どちらも持参してください。
- 申請用写真1枚
 - 縦3.0cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽・無背景、正面・上三分身
 - ※ 詳しい規格については、「免許証用の写真の規格等について」をご確認ください。
 - ※ 現在マイナ免許証を保有している方で、広島県で免許情報記録の書換えを行う方は、申請用写真を持参する必要はありません。
- 眼鏡・補聴器等（視力・聴力に不安のある方）
- 更新手数料の収入証紙又は払込証明書 等（住所地都道府県に事前納付してください）。
 - ※ 納付方法については、各都道府県にお問い合わせください。
- 経由手数料・講習手数料（広島県運転免許センターで手続当日に納付します。）
更新手数料・経由地手数料・講習手数料の詳細は「経由地更新手数料」をご参照ください。
- 有効年の誕生日で70歳以上になる方
 - ・ 高齢者講習終了証明書

- ・ 認知機能検査結果通知書（該当する方のみ）
- ・ 運転技能検査受検結果証明書（該当する方のみ）

○ 外国籍の方（現在マイナ免許証を保有している場合は持参する必要はありません。）

- ・ 在留カード又は特定在留カード
- ・ 特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書
- ・ 在留期間等が記載された住民票の写し

※ 現在許可を受けている在留期間によっては、受付できない場合があります。

注意事項

- ・ 連休明けや日曜日の第1回目の受付時間は、多くの方が来庁するため混雑します。
混雑時等は、次の受付回の講習をご案内する場合があります。
- ・ マイナ免許証保有の方のみ当日写真撮影があります。
- ・ 免許証の保有状況（運転免許証・マイナ免許証の持ち方）を変更することはできません。
ただし、現在運転免許証とマイナ免許証の双方を保有している方のみ、運転免許証を経由地に返納することにより、マイナ免許証のみの保有に変更することができます。
- ・ 免許センター内にはA T Mはありません。